裁判官竹内行夫の追加反対意見は，次のとおりである。

私の意見は前記反対意見として述べたとおりであり，これと重複するところもあるが，多数意見に賛同し得ない私の基本的考えを補足して述べておきたい。

1　多数意見は，地自法は，議員の解職請求について，解職の請求と解職の投票という二つの段階に区分して規定しており，同法85条１項は，公選法中の選挙関係規定を地自法80条３項による解職の投票に準用する旨定めているのであるから，その準用がされるのも請求手続とは区別された投票手続についてのみであるとして，同法85条１項に基づき政令で定めることができるのは専ら投票手続の範囲に限られるのであって，解職請求代表者の資格制限が請求手続にまで及ぶとすることはできないとしている。

地自法85条１項に基づく解職請求代表者の資格制限をこのように専ら投票手続に限定する多数意見の解釈についての諸問題は，前記反対意見において指摘したところであるので，ここではあえて詳述しないが，多数意見の解釈姿勢が，規定の文言や法形式を重視する余り，地自法85条１項の立法趣旨や昭和29年５月28日の最高裁判決(以下「昭和29年最高裁判決」という。)を始めとする裁判例及び実務により定着してきた合理的解釈に十分考慮を払っていないところに根本的な問題があると考える。

2　地自法85条１項及び本件各規定の目的は，普通地方公共団体の議会の議員の解職請求（リコール）に関する手続の適正を確保することにあり，そのために公務員が公務遂行上の中立義務に反して解職請求代表者になることを認めないとする点にその立法趣旨があると解される。このことについて，昭和29年最高裁判決は，地自法85条１項によれば，公選法中の選挙関係規定は村長及び村会議員の「解職請求及びその投票に至る一連の行為に関し準用される」とした上で,「(農業委員会）委員在職中の者が請求代表者のうちに名をつらねていることが署名のしゆう集に影響を及ぼす可能性は常に否定し得ないところであるから，在職中の委員を請求代表者となり得ないものとする法意にかんがみれば，かような手続によりしゆう集された署名は，すべて成規の手続によらない署名として無効と解さざるを得ない。」とした。そして，下級審においても，神戸地裁昭和28年10月９日決定（行裁集４巻12号3149頁），青森地裁昭和28年10月31日判決（昭和29年最高裁判決の１審判決），神戸地裁昭和29年４月20日判決（行裁集５巻４号879頁),広島地裁平成６年４月１日決定(公刊物未登載），那覇地裁平成16年７月14日判決(最高裁ホームページ）において，一貫して同様の解釈が採られている。また，解職請求に関する実務においても，公務員が請求代表者となることは請求手続段階から否定されてきているところである（地方自治制度研究会編『新訂注釈地方自治関係実例集』119頁以下，同編『地方自治関係実例判例集（第13次改訂版)』341頁以下)。

3　多数意見は，昭和29年最高裁判決が述べた地自法85条１項の「法意」，すなわち，その立法趣旨について言及していないし，公務員の中立義務や解職請求の手続の適正といったことにも触れていない。しかしながら，公務員の中立義務，なかんずく政治的中立性は，憲法が求める極めて重要な原則であり，これを受けて，国家公務員法や地方公務員法等に服務規律が定められ，当然のことながら，公務員に関する法令上，公務員は，解職請求の投票手続の段階のみならず請求手続の段階においても署名運動を主宰したり投票の勧誘運動をしたりすることができないこととされている。そして，地自法はその85条１項において，住民の直接請求制度である解職請求の手続の適正の確保という視点から，解職請求代表者の資格について，中立であるべき公務員は解職請求代表者とはなり得ないとの制限を設けているものと解されるのである。確かに，解職請求代表者の資格制限は，国民の公務員罷免権の行使を制約するという側面を有するものではあるが，一般の国民の参政権に対する制限ではなく，飽くまでも上記のように中立であるべき公務員に対する制限にすぎない。しかも，公務員は，このような制限の下においても，自ら署名や投票を行うことは何ら妨げられていないのみならず，解職請求に係る署名収集受任者となり署名収集活動を行うこともできるのであるから，この程度の制限は，住民の自由な意思の形成に基づく直接請求制度の適正の確保のために，地自法85条１項が当然予定するところであると解される。

多数意見によれば，公務員に関する資格制限は請求手続段階には及ばないこととなるが，そのような新たな解釈は，裁判例や実務により既に定着した合理的な解釈をあえて覆すものであるといわざるを得ない。解職請求代表者は，請求手続の段階において，自ら署名活動を行い又は署名収集受任者にこれを委任するという権限を有し，解職請求者署名簿を選挙管理委員会に提出するという一連の手続についての責任者としての地位にある。このように，解職請求代表者は投票手続よりはむしろ請求手続において，解職請求を主導し，住民を一定の方向へ政治的に方向付けるという重要な役割を担っているのである。公務員が，その中立義務に反して，その地位を利用して，このような権限と地位を有する解職請求の主導者となってそのイニシアティヴをとるようなことは，本来住民の側から自由な意思に基づいて直接請求をすることに制度の根幹があるとされる解職請求の手続の適正を損なうので許されないというのが，地自法85条１項及び関連規定の立法趣旨にのっとった自然かつ合理的な解釈であり，仮に文理上や法形式において多少明確さを欠くことがあるとしても，上記の最高裁判決を始めとする裁判例及び実務により，かかる合理的解釈が既に定着しているのであり，このように確立した合理的解釈をあえて変更する必要は認められない。

4　また，多数意見によれば，国家公務員法の適用又は準用がある公務員及び地方公務員法の適用がある公務員について，結果として，公務員法上の服務規律があることを除けば，およそ公務員が普通地方公共団体の議員の解職請求に関する請求段階の手続において代表者となることを地自法は何ら規制しないこととなる。そして，内閣総理大臣，その他の国務大臣や各省副大臣，大臣政務官，さらに本件で対象となった農業委員会委員とともに公職選挙法施行令90条２項，別表第２に掲げられている中央選挙管理会及び選挙管理委員会の委員，国家公安委員会委員，公害等調整委員会委員，衆議院議員選挙区画定審議会委員，教育委員会委員等が解職請求を主導する代表者となり得ることとなる。公務員が解職請求手続の代表者のうちに名を連ねることが住民の態度に影響を与える可能性は否定できないとの昭和29年最高裁判決の指摘は今もなお重要である。地自法の定める解職請求は，直接民主制に基づき住民が有する重要な権利であり，その制度の根幹は住民がその自由な意思により直接請求をすることができるということにある。上記判例を変更することは，立法趣旨の合理的解釈という解釈方法を後退させ，直接請求制度の根幹を損ないかねないものであると危ぐする。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　藤田　宙靖
裁判官　甲斐中辰夫
裁判官　今井　　功
裁判官　中川　了滋
裁判官　堀籠　幸男
裁判官　古田　佑紀
裁判官　那須　弘平
裁判官　涌井　紀夫
裁判官　田原　睦夫
裁判官　近藤　崇晴
裁判官　宮川　光治
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志

当　事　者　目　録

上告人　田中　隆一
上告人　前田　敏行
上告人　伊東　昭男
上告人　杉野　亘由
上告人　原田　素士
上記５名訴訟代理人弁護士　佐竹　　明
上告人　足達　純子
上告人　滝下　明美
上告人　谷口　勝洋
上告人　弘田　祐一
上記９名訴訟代理人弁護士　中北龍太郎
樺島　正法
小西憲太郎
被上告人　東　洋　町
同代表者兼処分行政庁　東洋町選挙管理委員会
同委員会代表者委員長　田岡　正和
同指定代理人　安岡　良仁
生松　克祐

決　定　目　録

東洋町選挙管理委員会が平成20年５月20日付けでした下記の異議の申出を棄却する旨の決定

記

高知県安芸郡東洋町議会議員田島毅三夫解職請求者署名簿の署名の効力に関する東洋町選挙管理委員会の決定に対して上告人らがした異議の申出